

## 高齢者保険料上げ正当化

### 出産一時金財源で厚労省

厚生労働省は「出産一時金」の財源を、出産特約公的医療保険から支払われる「出産育児一時金」の財源をめぐって、75歳以上の高齢者に一時金の7%分を新たに負担させる仕組みを社会保障審議会の部会に提起しました。子育て支援を口実に高齢者の医療保険料を引き上げるもので、2024年4月から導入する計画です。

出産育児一時金は原則42万円ですが、東京都の場合は出産費用が平均56万5千円（21年度、公的病院での正常分娩（ぶんべん））に達するなど、差額分が自

のたま、一時金も同様の負担割合に設定します。「7%」の設定は高齢者の人口増に応じて引き上げていく

化対策を求める声が相次ぎました。

自己負担として重くのしかかっています。一時金は23年度に増額する方針ですが、自民党は出産費用の全国平均と同程度にしかならない5万円増を示しており、今後、調整されま

す。

現在、一時金の財源は主に現役世代の医療保険料で賄っています。75歳以上は後期高齢者として別枠の医療保険制度にされてくるため、保険料による負担はありません。

厚労省案では、現役世代も含めた医療保険料全体に占める後期高齢者医療分の割合が7

%のたま、一時金も同様の負担割合に設定します。「7%」の設定は高齢者の人口増に応じて引き上げていく計画のため、高齢者の負担はさらに増えます。

その財源を賄うため、高所得者を対象とした保険料上限の引き上げだけでなく、中間層の保険料アップを狙っています。低所得者への影響を含め、負担能力に応じた負担の徹底が求められています。

委員会は、10月からの窓口負担増など「後期高齢者医療は（制度）変更がありすぎると日本医師会」と懸念を表明。学費の引き下げなど総合的な少子